

## 国保日高総合病院 院章（シンボルマーク）デザイン募集要項

### 1. 概要

国保日高総合病院は和歌山県中紀地区において“皆様に親しまれ、信頼される病院”となれるよう歩みを進め、開設65年を迎えました。今後も地域に根ざし、より皆様に親しみを持っていただけるよう、新たに院章を作成することとなりました。

国保日高総合病院の理念や特徴、あるいは故郷の風土や歴史といったものも参考に、病院のイメージにふさわしく、また長く皆様から親しまれるようなデザインを募集します。

### 2. 募集内容

『国保日高総合病院』の院章（シンボルマーク）デザイン

### 3. 応募資格

和歌山県内に住所を有する方、もしくは和歌山県内に在学地を有する方

### 4. 応募方法

A4判以内で任意の用紙に下記事項を記入の上、下記応募先に郵送とします。

- ① 院章のデザイン（1人1作品）
- ② 応募作品の意味や込めた思いなど
- ③ 応募者の住所、氏名、年齢、電話番号、在籍学校名（在学生の方のみ）

### 5. 応募先

〒644-8655 御坊市菌116番地2

国保日高総合病院 庶務課

### 6. 応募期間

平成27年6月1日（月）から平成27年7月10日（金）まで（当日消印有効）

### 7. 作品条件

- (1) 公立医療機関のデザインとして差し障りなく、また国保日高総合病院のイメージにふさわしいものであること。
- (2) 自作未発表のオリジナル作品で、他者の知的所有権や知的財産権を侵害しないものであること。
- (3) 封筒、名刺等にも使用できるデザインであること（様々なサイズで使用する事が考えられますが、特に縮小印刷された場合でもデザインがわかるもの）。
- (4) 単色または彩色の制限はありませんが、モノクロでの使用も考慮されたデザインであること。

## 8. 選考方法

国保日高総合病院の院章選定委員会において審査します。

## 9. 発表

デザイン案採用者に直接連絡をします。また、マスコミ紙上等にて公表します。

## 10. 賞

デザイン案採用者には、感謝状と副賞3万円（受賞者が高校生以下の場合は同額の図書カード）を贈呈します。

## 11. 著作権

- (1) 著作権に触れないよう十分注意してください。
- (2) 採用された図案に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合に無償で帰属することとします。
- (3) 採用されなかった図案については、他への転用は一切行わず、著作権は譲り受けません。
- (4) 作品の著作権について、第三者から異議申し立て、苦情などがあつた場合、採用後であっても原則応募者が対処することとします。また、作品の盗作または募集要項違反が認められた場合は、採用を取り消します。

## 12. 個人情報

提出された作品に記載された個人情報は、作品の選考、結果通知、審査結果公表に利用し、それ以外の目的で使用することはありません。

## 13. その他

- (1) 採用案は、必要に応じて当初の応募デザインに補作・補修を施す（またはお願いする）ことがあります。
- (2) 応募作品は、採用の有無に関わらず返却しないこととします。また、応募に要する費用は応募者の負担とします。

## 14. 問い合わせ先

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合

国保日高総合病院 庶務課

所在地 御坊市藪116番地2

TEL 0738-22-1111

E-mail syomu@hidakagh.gobo.wakayama.jp